

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者 〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	（区分） 積替え保管を除く （廃棄物の種類）
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※事 務 処 理 欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「積替え保管を除く」は2部、「積替え保管を含む」は3部提出すること。

※ 手数料欄（第1面の裏面に貼付）

変更事項届出書（更新の場合のみ添付）

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者

住 所

氏 名

（代表者名）

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

事業範囲に軽微な変更があった場合は、変更の届出をしなければなりません。下記事項について、届出書の提出漏れがありましたので、更新許可申請にあたり本紙をもって届出いたします。

なお、今後は下記の各項目に変更があった場合は、遅滞なく届出いたします。

記

該当に○	変更事項
	法人の役員、法定代理人等（代表者を除く。）
	印鑑
	車両、器材（増車、廃車、ナンバー変更等）
	その他 例 [収集運搬業（積替え保管を含む。）における保管場所の位置変更等]

※ 事業内容の変更（品目の追加、事業所面積の拡大、保管施設の能力拡大等）は変更許可の対象となります。

特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え保管を除く)

添付書類一覧表

		必要書類	
		新規	更新
1	事業概要		
(1)	業種区分	○	○
(2)	取扱う特別管理産業廃棄物の種類	○	○
(3)	取引内容	○	-
(4)	申請者の身分を証明する書類	○	○
(5)	申請者の法定代理人の身分を証明する書類	○	○
(6)	役員等の身分を証明する書類	○	○
(7)	株主又は出資者の身分を証明する書類	○	○
(8)	誓約書	○	○
(9)	従業員等名簿	○	○
(10)	印鑑登録証明書	○	○
(11)	本社若しくは県内における支店又は営業所等の案内図	○	-
2 運搬器材			
(1)	器材一覧表	○	○
(2)	器材の構造等	○	-
(3)	車両の使用権原を証明する書類	○	○
(4)	名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類	○	○
3 経理的要件			
(1)	資産状況等を説明する書類	○	○
(2)	資産に関する調書(申請者が個人の場合)	○	○
(3)	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	○	○
4 技術的能力を説明する書類		○	○

「-」は変更がない
場合に限り省略できる

1 事業概要

(1) 業種区分

該当する業種に○印を付けてください。

	業 種 区 分	産 廃	特管産廃
1	収集運搬業（積替え保管を除く）		
2	収集運搬業（積替え保管を含む）		
3	処分業（中間処分）		
4	処分業（最終処分）		

(2) 取扱う特別管理産業廃棄物の種類

該当する種類に○印を付けるとともに、限定等の欄の項目を○で囲んでください。

種 類	該当に○	限 定 等
廃油（燃焼しやすいもの）		揮発油類（引火点70℃未満）、灯油類、軽油類
廃酸（腐食性）		pH2.0以下
廃アルカリ（腐食性）		pH12.5以上
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される血液、使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、陶磁器くずに付着等
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥等	Hg, Cd, Pb, O-P, Cr ⁶⁺ , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジソ, チオベンカルブ, ベンゼン, Se, ダイオキシン類
	鉍さい	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Se
	廃石綿等	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物
	ばいじん	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Se, ダイオキシン類
	燃え殻	Cd, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Se, ダイオキシン類
	廃油（廃溶剤）	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, ベンゼン
	汚泥	Hg, Cd, Pb, O-P, Cr ⁶⁺ , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジソ, チオベンカルブ, ベンゼン, Se, ダイオキシン類
廃酸	Hg, Cd, Pb, O-P, Cr ⁶⁺ , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジソ, チオベンカルブ, ベンゼン, Se, ダイオキシン類	
廃アルカリ	Hg, Cd, Pb, O-P, Cr ⁶⁺ , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジソ, チオベンカルブ, ベンゼン, Se, ダイオキシン類	

※ 更新許可申請の場合は、従前の埼玉県知事許可証の写しを添付してください。

※ 特定有害産業廃棄物については、特段の記載等がない限り、当該廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物及び廃石綿等を除く。）に係る「処分するために処理したもの」を含むものとします。

(3) 取引内容

ア 引受先予定事業者（排出事業者）

引受先事業者（排出事業者）	廃棄物の種類	取扱量(t/月)
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
	合 計	

※ 「取扱量」は、1か月の予定平均数量を記入し、「小計」には事業者ごとに1か月の予定取扱量の小計を出して記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。

イ 搬入先予定事業者

搬入先事業者（処分業者）	廃棄物の種類	業の区分	処分方法
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			

※ 「業の区分」は、中間処理、最終処分、再生の別を記入してください。

※ 「処分方法」は、焼却、破碎、中和、埋立、再生（具体的な方法）等を記入してください。

※ 処分業者の許可証の写しを添付してください（裏面、別紙がある場合はそれも含む）。

ウ 取扱う廃棄物の排出工程及びその性状等

- ・ **排出事業者ごとに**、申請する廃棄物の排出工程のフロー図を作成すると共に、必要に応じて、性状等に関して参考となる書類等を添付してください。
- ・ 廃棄物の種類に限定がある場合は、発生施設名及び具体的な物質の性状等を記入してください。
- ・ 有害物質に係る濃度基準が定められている**特定有害産業廃棄物**を取り扱う場合は、**排出事業者が発行する分析証明書**の写し等を添付してください。
- ・ 有害物質について、排出場所・排出施設に限定がある場合は、その内容について記載してください。

(4) 申請者の身分を証明する書類

ア 申請者が法人の場合

- ・ 定款又は寄附行為

- ・ 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

(3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。)

注1) 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合は閉鎖登記簿謄本または閉鎖事項全部証明書が必要になる場合があります。

注2) 現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

イ 申請者が個人の場合

- ・ 住民票の写し(本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し(登録原票記載事項証明書))

(3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

登記されていないことの証明書(法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)

(3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。)

(5) 申請者の法定代理人の身分を証明する書類（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

ア 住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。また、外国人にあつては外国人登録証明書の写し（登録原票記載事項証明書））
（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類
登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

(6) 役員等（申請者が法人の場合）、政令で定める使用人の身分を証明する書類

ア 住民票の写し（本籍の記載のある住民票抄本又は謄本。また、外国人にあつては外国人登録証明書の写し（登録原票記載事項証明書））
（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類
登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 監査法人が含まれている場合は当該監査法人の代表者事項証明書（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）を添付してください。

(7) 株主又は出資者の身分を証明する書類（法人の場合で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合）

※ 該当株主の確認のため、直前の事業年度の**確定申告書の別表2の写し**（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿を添付してください。

※ 有限会社の場合も、該当出資者の確認をしますので**別表2の写し**を添付してください。

※ **別表2**で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を**証明できる代用の書類（株主名簿、議事録の写し等）**を添付してください。

ア 株主等が法人の場合

・ 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注1) 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合は**閉鎖登記簿謄本**または**閉鎖事項全部証明書**が必要になる場合があります。

注2) **現在事項全部証明書**の場合、**過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。**

イ 株主等が個人の場合

・ **住民票の写し**（本籍の記載のある**住民票抄本**又は**謄本**。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し（**登録原票記載事項証明書**））

（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

・ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）

（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注3) 株主と役員等（政令使用人を含む。）を兼務している場合は再度添付する必要はありません。

(8) 誓約書 (申請者が代表して下記事項について誓約してください。)

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条第5項第2号 (又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号) の規定のうち、下記に掲げる欠格要件について下記のとおり該当しない旨誓約します。

根拠条文	欠格要件の内容	
法第14条第5項第2号 イ (申請者)、 ハ (法定代理人) ニ (法人役員等) ホ (使用人)	法第7条第5項第4号イ	○成年被後見人若しくは被保佐人で復権を得ない者 ○平成12年3月31日以前に禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けて復権を得ない者 ○破産者で復権を得ない者
	同号ロ	○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	同号ハ	○以下の法令等による罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・刑法第204条 (傷害罪)、第206条 (現場助勢罪)、第208条 (暴行罪)、第208条の3 (凶器準備集合及び結集罪)、第222条 (脅迫罪) 若しくは247条 (背任罪) の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律
	同号ニ	○法第7条の4若しくは法第14条の3の2 (法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。) であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
	同号ホ	○法第7条の4若しくは法第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項 (法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	同号へ	○ホに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の前日60日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	同号ト	○その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
第14条第5項第2号ロ、ハ、ニ、ホ	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 ○暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	
第14条第5項第2号へ	○暴力団員等がその事業活動を支配する者	

申請者、法定代理人、役員等^{※1}、使用人^{※2}については、上記の欠格要件に該当しません。

(申請者) 住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

※1 法人役員等には、取締役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※2 政令で定める使用人 (法施行令第4条の7) とは、申請者の使用人で、本店又は支店 (又は主たる事務所又は従たる事務所) の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者を言う。

(10) 印鑑登録証明書

A4版以下の大きさのものはこの枠内に添付してください。

- ※ 印鑑登録証明書にあつては、**申請日前3か月以内**に発行されたものに限る。
- ※ 更新及び変更許可申請の場合は、印影の変更がなければ添付不要です。

(11) 本社若しくは県内における支店又は営業所等の案内図

- ・ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、
場所をマーカ等ではっきりと示してください

※ 更新及び変更許可申請の場合は、所在地の変更がなければ添付不要です。

(2) 器材の構造等

施設のカラー写真又は図面等を添付してください。
(デジタルカメラで撮影した写真でも構いません。)

運搬車両の写真

写真1 斜め前から

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
2 長期間の保存に耐えうるものであること。

写真2 斜め後ろから

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
2 長期間の保存に耐えうるものであること。

写真3 荷台部分

(感染性産業廃棄物を取り扱う場合のみ)

産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示の写真

特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る表示内容が明らかなカラー写真を添付してください。
(デジタルカメラで撮影した写真でも構いません。)

〈表示内容〉

- ①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨（大きさ5cm以上）
 - ②許可業者の氏名又は名称
 - ③統一許可番号（下6桁）
- } (大きさ3cm以上)

- ※ 新規許可申請の場合でも他の自治体で既に許可を取得している場合は表示の写真が必要です。
- ※ 車両を複数登録している場合、表示の写真は一台分でも構いません。
- ※ マグネットプレート等で表示を作成している場合は当該プレートの写真でも構いません。

表示の写真

写真

- 注1 表示が明瞭に確認できるものであること。
- 2 長期間の保存に耐えるものであること。

運搬容器の写真

運搬する産業廃棄物の種類：

写真1 横から

注 運搬容器（感染性廃棄物梱包容器、ドラム缶、ポリタンク等）について撮影し、その用途（その容器を利用する産業廃棄物の種類）を記入してください。
(デジタルカメラで撮影した写真でも構いません。)

写真2 上方から

注 運搬容器の蓋等の状況が明確に確認できるもの
(デジタルカメラで撮影した写真でも構いません。)

(3) 車両の使用権原を証する書類

ア 車検証上「所有者」欄のみに氏名があり、申請者と同一の場合

- ・自動車検査証（写）を添付

イ 車検証上「所有者」欄のみに氏名があり、申請者以外の者が所有者の場合

- ・自動車検査証（写）を添付
- ・申請者と所有者との間で、一年以上の車両賃貸借期間を有する賃貸借契約書（写）を添付 **※承諾書は不可**

なお、当該賃貸借契約書には次の項目を必ず記載すること。

- ・対象となる車両の登録ナンバー
- ・賃貸借の期間及び料金（**無料の場合は使用貸借契約書でも構いません。**）
- ・独占継続的であること
- ・その他、契約が成立するために必要な事項

ウ 車検証上「所有者」欄と「使用者」欄に氏名があり、申請者が使用者の場合

- ・自動車検査証（写）を添付

エ 車検証上「所有者」欄と「使用者」欄に氏名があり、申請者以外の者が使用者の場合

- ・自動車検査証（写）を添付
- ・申請者と使用者との間で、一年以上の車両賃貸借期間を有する賃貸借契約書（写）を添付 **※承諾書は不可**

なお、当該賃貸借契約書には次の項目を必ず記載すること。

- ・車両の使用者が申請者と車両賃貸借契約をすることについて、**所有者が了承していることを証明する事項**
- ・対象となる車両の登録ナンバー
- ・賃貸借の期間及び料金（**無料の場合は使用貸借契約書でも構いません。**）
- ・独占継続的であること
- ・その他、契約が成立するために必要な事項

注1 上記のイ、エに該当する場合は、名義貸しの禁止条項に違反していないことを証明するため、上記書類の他、次の（4）に定める書類を添付してください。

注2 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県条例によるディーゼル車規制によって粒子状物質（PM）減少装置の装着が義務づけられている車両について、**粒子状物質減少装置装着証明書の写し**も併せて添付してください。

注3 **感染性産業廃棄物**を運搬する場合は**保冷車であることを証する書類**を添付してください。

(4) 名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類 (借り上げ車両の場合のみ)

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者
氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法第14条の3の3の規定(名義貸しの禁止)に違反しないことを明らかにするため、次の書類を添付します。

該当 に○	駐車場の状況	添付書類	
		駐車場関係書類	雇用関係書類
	申請者が所有する駐車場	土地の全部事項証明書及び配置図	—
	申請者が確保した駐車場	賃貸借契約書及び配置図	—
	車両の貸主が所有する駐車場※	土地の全部事項証明書及び配置図	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類
	車両の貸主が確保した駐車場※	賃貸借契約書及び配置図	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類

※ 法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。

3 経理的要件

(1) 資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合

① 直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の納税証明書（その1：納税額等証明書用）（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。））

②-1 直前の事業年度において債務超過の状態にある法人にあつては、以下の書類

今後5年間の収支計画書及び資金運用計画書（様式有り）

②-2 次の全ての状況に該当する場合にあつては、以下の書類（条件）

- ・直前の事業年度において債務超過の状態にある。
- ・直前の事業年度において、経常利益がマイナスである。
- ・直前3年間の経常利益の合計がマイナスである。

今後5年間の収支計画書、資金運用計画書（様式有り）
及び中小企業診断士又は公認会計士による財務診断書

中小企業診断士等の財務診断書記載事項

- ① 診断する会社の概要
- ② 直近3年分の財務諸表に基づく財務診断
※直近3年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。
- ③ 債務超過に至った原因
※債務超過に至った原因を具体的に記載する。
- ④ 今後5ヶ年の収支計画（別紙様式）
- ⑤ 債務超過の改善策
※今後5ヶ年の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。
「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の期待的観測は不可。
あくまで具体的な改善策に限る。
- ⑥ 関連資料（各種財務診断資料等）

- ※ 上記添付書類の提出が無い場合、経理的基礎を有すると判断できません。
- ※ 財務診断書の内容によっては経理的基礎を有すると判断できない場合、不許可となる場合があります。

イ 個人の場合

資産に関する調書（次の（2）に記入）、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納税証明書（その1：納税額等証明書用）（3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。））

※直前の事業年度において債務超過の法人にあつては、今後5年間の収支計画、資金運用計画を作成し、添付してください。

事業を継続して行うための収支計画

法人

(ア) 貸借対照表・損益計算書

		会計年度	自至	自至	自至	自至	自至	
貸借対照表	資産	流動資産						
		固定資産						
		その他資産						
			資産合計					
	負債	流動負債						
		固定負債						
		合計						
	資本	資本金						
		法定準備金						
		剰余金又は次損金						
		合計						
			総資本合計					
	損益計算書			売上高(計)				
		廃棄物処理業による売上高 その他(具体的に)						
		売上原価(計)						
		()						
		()						
		売上総利益						
		販売費及び一般管理費(計)						
		人件費						
		修繕費						
		外注費(具体的に)						
		水道光熱費						
		通信交通費						
		地代家賃						
		備品消耗品費						
		減価償却費						
		その他経費(具体的に)						
		()						
		()						
		()						
		営業利益						
		営業外収益(計)						
		受取利息及び割引料						
		その他営業外収益						
		営業外費用(計)						
		支払利息及び割引料						
		()						
		経常利益						
		特別利益						
		特別損失						
		税引前当期利益						
		法人税等充当額						
		税引後当期利益						

(イ) 資金運用計画

法人

会計年度		自至	自至	自至	自至	自至	
調 達 計 画	利 益 等	税引後当期利益					
		減価償却費					
		小計					
	増 資 等	出資・増資 その他（具体的に）					
		小計					
	新 規 の 借 入 金	短期借入金 長期借入金 その他（具体的に）					
		小計					
		調達合計(A)					
	運 用 計 画	設 備 投 資 計 画	土地				
			建物				
設備 その他（具体的に）							
小計							
借 入 金 返 済		短期借入金 長期借入金 その他（具体的に）					
		小計					
そ の 他		役員賞与 配当金 その他（具体的に）					
		小計					
運用合計(B)							
当期資金過不足(A-B)							
繰越金累計							

※ 当該収支計画書は、申請者が行っている全ての事業についての収支計画を記入してください。人件費には役員報酬を含みます。

※ 調達の項目は当該年度の新たな資金調達を、運用の項目については調達した資金の当該年度の運用計画について記載してください。

(2) 資産に関する調書（申請者が個人の場合）

個人用

	資 産			負 債	
	金 額	備 考		金 額	備 考
預貯金	円 円 円		借入金	円 円 円	
有価証券	円 円		買掛金	円	
土地	円	所在地： 地 目： 面積等： 所在地： 地 目： 面積等： 所在地： 地 目： 面積等：		円	
建 物	円	所在地： 用 途： 面積等：		円	
車 両	円 円	車種： 所有者： 車種： 所有者：		円	
備品等	円	種類：			
売掛金	円				
合 計	円		合 計	円	

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

_____ ㊟

(3) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

ア 事業の開始に要する資金の総額

新規許可及び変更許可等により新たな設備投資がある場合は、下表に記入してください。
設備投資がない場合は、「新たな設備投資無し」と記入してください。

区 分	金 額 (千円)
総 額	

イ 資金調達方法

調達先	金額(借入額等)(千円)	借入残高(千円)	借入先等	返済期限
自己資金				
民間融資、 公的資金等			金融機関名 支店 金融機関名 支店 金融機関名 支店 金融機関名 支店	
その他 (具体的に記入)				
合 計				

4 技術的能力を説明する書類

技術的能力を説明する書類として、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物の収集運搬に関する講習会（収集運搬課程）の修了証の写し（講習会の修了証の写しが発行されるまでの間は合格通知書の写し。）を貼付してください。

〈修了証について〉

- 1 新規許可にあつては、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」の収集運搬課程を申請日前5年以内に受講したものを添付してください。なお、他の都道府県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」の収集運搬課程を申請日前2年以内に受講したものを添付することも可能です。
- 2 更新許可にあつては、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」の収集運搬課程を申請日前5年以内に受講したもの、または「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」の収集運搬課程を申請日前2年以内に受講したものを添付してください。

注 役員等※1の方が受講した修了証を添付してください。

※1 法人の場合は、代表者若しくはその業務を行う役員又は政令で定める使用人であつて業を行おうとする区域に存する事業場（当該区域外に存する事業場にあつては、当該区域の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業場に限る。）の代表者が該当します。

申請の種類		申請書に添付できる講習会の収集運搬課程修了証			
		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管
新規許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○		
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		
更新許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○
変更許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○※2	○※2
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○※2

※2 更新課程講習会修了証の有効期限は申請日前2年間ですが、変更許可申請に当たっては申請日前5年間とします。